

「『新しい日常』の定着に向けた職員のための実践ガイド」の改訂について

このことについて、国が令和5年2月10日付けで「マスク着用の考え方の見直し等について」を発出したこと、及び東京都が令和5年2月15日付けで「都職員におけるマスク着用の考え方について」を発出したことを受けて、下記のとおり改訂します。

記

1 改訂箇所

1 ページ 1 - (1)

2 改訂の内容

(現行)	(改訂後)
職員は、原則としてマスクを着用し、マスクを外しての近い距離（概ね2 m以内）での会話や大声での会話はしないこと。（マスクは顔にすき間なくフィットさせて着用すること。できれば品質の確かな、不織布素材のものを使用することが望ましい。）ただし、屋外において、人との距離が2 m以上とれる場合や、人との会話をせず、熱中症予防の観点から必要な場合は、マスクを外して良い。	職員は、 <u>窓口対応、家庭訪問、医療機関や高齢者施設等への訪問をする場合は</u> 、原則としてマスクを着用し、マスクを外しての近い距離（概ね2 m以内）での会話や大声での会話はしないこと。（マスクは顔にすき間なくフィットさせて着用すること。できれば品質の確かな、不織布素材のものを使用することが望ましい。）

3 適用日

令和5年3月13日